

社会福祉法人宮代町社会福祉協議会

役員等の報酬等に関する規程

令和5年1月1日
宮社協規程第57号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宮代町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等に支給する報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、理事、監事、評議員、各委員会委員その他会長が必要と認めた者をいう。

(報酬及び費用弁償)

第3条 役員等が理事会、評議員会、監査会及び各委員会等に出席したときに支給する報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）は、別表に定める額とする。ただし、地方公共団体の職についている者に対しては、原則として報酬等を支給しない。

2 交通費の実費が別表の費用弁償額を超えるとき及び職務のために出張したときは、社会福祉法人宮代町社会福祉協議会旅費規程（平成10年12月17日規程第26号）の定めに準じて旅費を支給することができる。この場合において、旅費を支給したときは、費用弁償を支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬が月額で定められている者は、毎月21日に支払うものとし、この日が土曜日、日曜日又は休日にあたるときは、その日前においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日に支払うものとする。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人主義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年1月1日から施行する。社会福祉法人宮代町社会福祉協議会会长報酬規程（平成23年4月1日規程第44号）及び社会福祉法人宮代町社会福祉協議会役員等の費用弁償規程（平成16年12月1日規程第37号）は、当該規程に統合するため廃止する。

別表（第3条関係）

区分	報酬		費用弁償		備考
	区分	金額（円）	区分	金額（円）	
会長	月額	30,000円		無	月の途中において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、日割りによって計算する。
理事、監事、評議員、各種委員会委員その他会長が必要と認めた者		無	日額	2,000円	